

株主各位

東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
株式会社イノベーション
代表取締役社長 CEO 兼 COO 富田直人

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社の第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

【ご来場の自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、議決権行使書用紙郵送による議決権行使をご推奨申し上げます。

敬具

記

- 1 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前11時（受付開始午前10時）
- 2 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 TKPガーデンシティ渋谷1階 ホールB
（末尾記載のご案内図をご参照下さい。）
- 3 目的事項
 - 【報告事項】 1 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
 - 【決議事項】
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 4 招集に当たっての決定事項
 - (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - (2) 議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- ◆第22回定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、「事業報告」のうち「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制等に関する運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」及び「剰余金の配当等の決定に関する方針」、並びに「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.innovation.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。従って、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部であります。

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.innovation.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。
 3. 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染者数が増減を繰り返し、経済及び社会がその影響を受けながら推移いたしました。新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の進展に伴い、今後の経済活動再開が期待されているものの、新たな脅威となりえる変異株が確認されるなど、国内景気や企業収益に与える影響については依然として先行き不透明な状況であります。

このような環境のもと、当社グループは、創業以来培ってきた営業、マーケティング、そしてテクノロジーのノウハウを活用して、グループミッションである「働くを変える。」の実現に向けて法人営業の新しいスタイルを創造する事業の拡大に取り組んでまいりました。当連結会計年度の売上高は、営業を中心とした人材採用の強化と費用対効果の高い集客施策の実施に加え、テレワーク関連カテゴリにとどまらず多くのカテゴリで掲載製品数が増加したことが資料請求に大きく寄与したことから、オンラインメディア事業を中心に拡大基調で推移いたしました。また、前連結会計年度より連結子会社となりました株式会社 Innovation IFA Consultingが提供する金融プラットフォーム事業についても売上に寄与し始めてきたことにより、当初計画を大きく上回りました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は4,380,215千円（前期比42.1%増）、営業利益は777,550千円（前期比50.2%増）、経常利益は784,143千円（前期比50.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は448,076千円（前期比52.7%増）となりました。

なお、前連結会計年度より新たに連結子会社となった株式会社 Innovation IFA Consultingが提供しております金融プラットフォーム事業は「その他」の事業区分としておりましたが、重要性が増したため当連結会計年度より独立表記しております。

① オンラインメディア事業

オンラインメディア事業の主力である「ITトレンド」におきましては、当連結会計年度の来訪者数（延べ人数）は19,653,109人（前期比25.1%増）となりました。また、掲載製品数が2,648製品（前期は1,890製品）と前期に比べ40.1%増加したことに伴い資料請求数が増加したこと及び、ITトレンドEXPOが計画通り年間3回の開催を実現し、当初計画以上の出展社数と視聴参加者数を達成できたこと等により、オンラインメディア事業の売上高は

3,243,908千円（前期比32.9%増）、セグメント利益は1,225,312千円（前期比42.5%増）となりました。

② I Tソリューション事業

I Tソリューション事業の主力製品である「List Finder」におきましては、当連結会計年度末のアカウント数は478件（前期比0.6%増）と微増にとどまったものの、アカウント当たりの単価は上昇し増益基調で推移いたしました。一方、新規事業であるコクリポにおきましては、機能追加のための投資等により費用が増大する中で新規アカウント獲得に苦戦したことから当初計画を達成することが出来ませんでした。I Tソリューション事業の売上高は477,916千円（前期比1.1%増）、セグメント利益は110,165千円（前期比19.5%減）となりました。

③ 金融プラットフォーム事業

金融プラットフォーム事業におきましては、独立系フィナンシャルアドバイザーの増員等による体制強化に注力いたしました。当連結会計年度における金融プラットフォーム事業の売上高は652,670千円（前期比288.4%増）、セグメント利益は66,729千円（前期比148.7%増）となりました。

（単位：千円）

	第 21 期		第 22 期		前 期 比
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
オンラインメディア事業	2,440,936	79.2%	3,243,908	74.2%	132.9%
I Tソリューション事業	472,911	15.3%	477,916	10.9%	101.1%
金融プラットフォーム事業	168,060	5.5%	652,670	14.9%	388.4%

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の主なものは、オンラインメディア事業の「ITトレンド」システム開発費43,184千円及び、I Tソリューション事業の「コクリポ」システム開発費29,042千円となります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

① 新型コロナウイルス感染症の影響および対応

世界規模での新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、当社グループでは対策本部を設置し、迅速な対応を進めてまいりました。緊急事態宣言下における外出自粛要請に対し、2020年3月よりグループ全体での在宅勤務、対面営業の自粛を徹底し、感染症拡大前の事業活動を維持した状態で現時点まで対策を継続しております。また、終息後の新しい働き方の検討を進めており、労働環境の多様化に向けての社内情報システムの強化、各種規程の整備等に取り組んでまいります。事業面においては、テレワークや社内業務のデジタル化への対応が急務となっている顧客企業への提供価値の維持と向上に努めてまいります。

② インターネット業界の変化への対応

当社グループが提供する法人営業を効率化する各種インターネットサービスは、認知度の向上に伴い今後も規模が拡大すると予測されますが、一方で新規参入、サービスの飽和、価格の下落、代替サービスの登場等も進むものと考えております。当社グループが今後も継続的に事業を拡大させていくためには、このような変化をいち早く捉え変化に対応するとともに、常に新しい付加価値を創造し続けることが必要であると考えております。

このため当社グループでは、技術革新や顧客ニーズの変化にいち早く対応できる柔軟な経営判断及び組織運営を心がけるとともに、機能改善や新機能追加等を迅速かつ継続的に進められるよう優秀な人材の採用や社内の育成環境の整備に積極的に取り組んでまいります。

③ 事業内容の多様化や新規事業による収益基盤の拡大

1) 技術革新及び顧客ニーズの変化への対応

当社グループの更なる成長のためには、事業内容の多様化や新規事業への取り組みを進めていくことで収益基盤を拡大することが必要不可欠であると考えております。このため、技術革新及び顧客ニーズの変化をいち早く読み取り、事業内容の多様化及び新規事業に積極的に取り組んでまいります。

2) デジタル情報の有効活用

当社グループが提供する法人営業を効率化する各種インターネットサービスでは、見込み顧客の行動履歴等のデジタル情報が蓄積されております。これらの蓄積されたデジタル情報を活用することが事業内容の多様化や新規事業に必要不可欠であると考えております。このため、蓄積されたデジタル情報を個人情報をも特定しない形式にてビッグデータ化し、それらの分析及び活用に積極的に取り組んでまいります。

④ 認知度の向上

当社グループは、これまでインターネットへの広告の掲載、展示会への出展等を通じて顧客を獲得してまいりました。提供する各種サービスの顧客の拡大、企業価値の向上を実現するには当社グループ及びサービスの認知度の向上も必要であると考えております。今後は、費用対効果を見極めながらインターネット、展示会及びマスメディア等も活用し更なる認知度の向上に努めてまいります。

⑤ 開発力の強化

当社グループが提供する法人営業を効率化する各種インターネットサービスは、サービスの機能優位性及び販売価格を維持していくために機能の改善や追加を迅速かつ継続的に実施していくことが必要であります。当社グループでは、国内自社開発リソースの確保に注力しており、今後も引き続き開発リソースの確保に努めてまいります。

⑥ 人材の確保と育成

当社グループの更なる成長のためには、優秀な人材を数多く確保することが不可欠であります。そのため、新卒採用を中心に積極的な採用活動を継続することはもちろんのこと、労働市場における認知度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、人材に対する教育育成にも引き続き積極的に取り組んでまいります。

⑦ システムの安定性の確保

当社グループは、インターネット上で顧客にサービスを提供しておりシステムの安定稼働の確保は必要不可欠であります。そのため、安定してサービスを提供するため顧客の増加にあわせたサーバの増設等の設備投資を継続的に行うことはもちろん、新しいシステム稼働環境を創造していくことに取り組んでまいります。

⑧ 内部管理体制の強化について

当社グループは、企業価値の拡大を図る中でコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底しております。今後も、内部管理体制の整備、強化及び見直しを適切に行うとともに、法令遵守の徹底に努めてまいります。

(9) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2019年 3 月期)	第 20 期 (2020年 3 月期)	第 21 期 (2021年 3 月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (2022年 3 月期)
売 上 高 (千円)	1,487,706	2,022,046	3,083,540	4,380,215
経 常 利 益 (千円)	19,134	173,190	522,906	784,143
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	8,925	92,344	293,358	448,076
1株当たり当期純利益 (円)	4.54	47.21	135.27	190.61
総 資 産 (千円)	1,115,878	1,320,647	3,137,097	3,769,496
純 資 産 (千円)	868,696	934,656	2,531,388	3,022,040

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数(自己株式控除後)により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2019年 3 月期)	第 20 期 (2020年 3 月期)	第 21 期 (2021年 3 月期)	第 22 期 (当事業年度) (2022年 3 月期)
売 上 高 (千円)	1,484,706	1,123,828	677,594	793,987
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	11,673	85,221	23,771	△17,719
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	3,786	48,996	△58,927	△37,582
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△) (円)	1.93	25.05	△27.17	△15.99
総 資 産 (千円)	1,107,007	1,017,202	2,233,339	2,263,531
純 資 産 (千円)	863,557	886,169	2,113,207	2,093,065

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均株式数(自己株式控除後)により算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社Innovation & Co.	15,000千円	100.0%	①オンラインメディア事業 1) 法人向けIT製品の比較・資料請求サイト「ITトレンド」の運営 2) 株式会社日経BPが提供するオンラインメディアを中心としたサービスの営業代行 ②ITソリューション事業 1) 法人営業に特化したマーケティングオートメーションツール「List Finder」の提供 2) 「List Finder」を基軸としたコンサルティングサービスの提供
株式会社Innovation X Solutions	15,000千円	100.0%	ITソリューション事業 ウェブ上でセミナーを開催するためのウェビナーサービス「コクリポウェビナー」の運営
株式会社Innovation IFA Consulting	5,000千円	51.0%	金融プラットフォーム事業 フィナンシャルコンサルティングサービスの提供

(11) 主な事業内容（2022年3月31日現在）

①オンラインメディア事業

- 1) 法人向けIT製品の比較・資料請求サイト「ITトレンド」の運営
- 2) 株式会社日経BPが提供するオンラインメディアを中心としたサービスの営業代行

②ITソリューション事業

- 1) 法人営業に特化したマーケティングオートメーションツール「List Finder」の提供
- 2) 「List Finder」を基軸としたコンサルティングサービスの提供
- 3) ウェビナーサービス「コクリポウェビナー」の運営

③金融プラットフォーム事業

フィナンシャルコンサルティングサービスの提供

(12) 主要な営業所（2022年3月31日現在）

① 当社

本社：東京都渋谷区

② 子会社

株式会社Innovation & Co.

本社：東京都渋谷区

株式会社Innovation X Solutions

本社：東京都渋谷区

株式会社Innovation IFA Consulting

本社：東京都渋谷区

(13) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
147名	31名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数には、臨時従業員（59名）を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
40名	9名増	33.6歳	4.4年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数には、臨時従業員（10名）は含んでおりません。
3. 従業員数の中に、出向社員（82名）は含んでおりません。

(14) 主要な借入先及び借入額（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1)発行可能株式総数 9,500,000株
 (2)発行済株式の総数 2,399,600株
 (3)株主数 2,035名
 (4)大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
富田 直人	841,600	35.07
株式会社NTI	200,000	8.34
株式会社日経ビーピー	140,000	5.83
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	91,800	3.83
楽天証券株式会社	44,000	1.83
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	43,900	1.83
遠藤 俊一	41,000	1.71
株式会社SBI証券	39,687	1.65
MSIP CLIENT SECURITIES	37,700	1.57
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式 会社	33,000	1.38

- (注) 1. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 2. 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）の所有株式43,900株は、株式給付信託（J-ESOP）導入に伴う当社株式であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

当社は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、一定の譲渡制限期間を設けたうえで、当社普通株式を当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に交付しております。

譲渡制限付株式は、原則として毎年、当社と付与対象者との間で譲渡制限契約（譲渡制限付株式割当契約）を締結したうえで、役位に応じて決定された数の当社普通株式を交付します。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役退任日までの期間とします。

・ 取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	6,600株	2名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	富 田 直 人	代表取締役社長 CEO 兼 COO 株式会社NTI 代表取締役 株式会社Innovation IFA Consulting 取締役 株式会社Innovation M&A Partners 取締役 一般社団法人 静岡イノベーションベース 代表理事
取 締 役	山 崎 浩 史	取締役 CFO 株式会社Innovation X Solutions (旧 株式会社 コクリポ) 監査役 株式会社Innovation & Co. 監査役 株式会社Innovation IFA Consulting 監査役 株式会社Innovation M&A Partners 監査役
取 締 役 (監査等委員)	長 谷 川 正 和	取締役 (監査等委員) 長谷川正和税理士事務所 所長 株式会社オペレーション 代表取締役 株式会社ハピネス・アンド・ディ 社外取締役 (監査 等委員) フュージョン株式会社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	倉 田 宏 昌	取締役 (監査等委員) 株式会社EVERRISE 代表取締役 EVERRISEエンタテインメント株式会社 代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	後 藤 和 寛	取締役 (監査等委員) 株式会社ディ・ポップス 代表取締役 株式会社ディ・ポップスグループ 代表取締役 株式会社ファイブニーズ 社外取締役

- (注) 1. 取締役長谷川 正和氏、取締役倉田 宏昌氏、取締役後藤 和寛氏の3名は社外取締役であります。
2. 監査等委員長谷川 正和氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 取締役長谷川 正和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

代表取締役社長CEO兼COO富田 直人氏、取締役CF0山崎 浩史氏、長谷川 正和氏、倉田 宏昌氏及び後藤 和寛氏は当社と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は「4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載の通りであります。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

1) 当該方針の決定の方法

当社は、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下「決定方針」という。）を2021年3月16日の取締役会において決議しております。

2) 決定方針の内容の概要

- a) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額は取締役の役位及び職責に応じて支給額を決定することとしております。
- b) 非金銭報酬として譲渡制限付株式（譲渡制限期間は取締役の地位を退任する日までとし、期間満了時点をもって譲渡制限を解除する。）を付与するものとし、付与数は役位及び職責に応じて決定されることとしております。

3) 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬等の内容につきましては、株主総会にてご承認いただきました報酬限度額の範囲内で、事前に設定した報酬基準に代表取締役社長が経営状況を勘案した上で、役位及び職責に応じて支給額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

②取締役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第19回定時株主総会において年額150,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名（うち社外取締役0名）であります。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては、2019年6月21日開催の第19回定時株主総会において譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとし、金銭報酬債権の総額を上記の年額の範囲内とする決議をいただいております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第19回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長CEO兼COOである富田 直人が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を、取締役の役位及び職責に応じて決定しております。

代表取締役社長に委任する権限は、前項②取締役の報酬等について株主総会の決議に関する事項に記載されている、株主総会において決議された総額の範囲内における個人別の固定報酬（月額報酬）の額の決定及び株主総会において承認を得た範囲内における金銭報酬債権であります。

なお、権限を委任した理由は、代表取締役社長が当社グループを取り巻く環境及び経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員報酬額を決定できると判断したためであります。事前に設定した報酬基準に代表取締役社長が経営状況を勘案し決定しており、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであり、公正な決定がなされていると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。)	93,021	74,250	—	18,771	2
取締役(監査等委員) (うち、社外取締役)	10,920 (10,920)	10,920 (10,920)	—	—	3 (3)

(注) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。譲渡制限付株式報酬制度につきましては、2. 会社の株式に関する事項(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況をご参照ください。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役(監査等委員)長谷川 正和氏は、長谷川正和税理士事務所所長、株式会社オペレーション代表取締役、株式会社ハピネス・アンド・ディ社外取締役(監査等委員)及びフュージョン株式会社監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役(監査等委員)倉田 宏昌氏は、株式会社EVERRISE代表取締役及びEVERRISEエンタテインメント株式会社代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役(監査等委員)後藤 和寛氏は、株式会社ディ・ポップス代表取締役、株式会社ディ・ポップスグループ代表取締役及び株式会社ファイブニーズ社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
社外取締役 (監査等委員)	長谷川 正和	当事業年度開催の取締役会21回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回中13回に出席し、税理士としての専門的な見地からの発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	倉田 宏昌	当事業年度開催の取締役会21回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、経営全般の監視とテクノロジー領域での幅広い見地からの発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	後藤 和寛	当事業年度開催の取締役会21回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、経営全般の監視と通信関連事業領域での幅広い見地からの発言を行っております。

(イ)社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

長谷川 正和氏は、税理士としての会計税務に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただきました。

倉田 宏昌氏は、企業経営者としての豊富な経験とテクノロジー領域での幅広い見地のもと、経営全般の監視と有効な助言を行っていただきました。

後藤 和寛氏は、企業経営者としての豊富な経験と通信関連事業領域での幅広い見地のもと、経営全般の監視と有効な助言を行っていただきました。

4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1)被保険者の範囲

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、当社監査等委員である取締役、当社子会社取締役、当社子会社監査役、当社ユニット長、当社子会社ユニット長

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,014,757	流 動 負 債	727,181
現 金 及 び 預 金	2,180,604	買 掛 金	183,924
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	704,020	未 払 法 人 税 等	195,099
前 払 費 用	54,405	未 払 費 用	172,287
そ の 他	76,175	賞 与 引 当 金	2,299
貸 倒 引 当 金	△449	契 約 負 債	24,111
固 定 資 産	754,739	そ の 他	149,458
有 形 固 定 資 産	19,178	固 定 負 債	20,274
建 物	13,757	株 式 給 付 引 当 金	20,106
工 具 、 器 具 及 び 備 品	5,420	そ の 他	168
無 形 固 定 資 産	215,666	負 債 合 計	747,456
ソ フ ト ウ ェ ア	184,674	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	30,991	株 主 資 本	2,985,827
投 資 そ の 他 の 資 産	519,894	資 本 金	1,001,746
投 資 有 価 証 券	390,066	資 本 剰 余 金	981,156
関 係 会 社 株 式	6,600	利 益 剰 余 金	1,040,531
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	3,300	自 己 株 式	△37,607
繰 延 税 金 資 産	92,744	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△6,330
そ の 他	27,809	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△6,330
貸 倒 引 当 金	△625	非 支 配 株 主 持 分	42,543
資 産 合 計	3,769,496	純 資 産 合 計	3,022,040
		負 債 純 資 産 合 計	3,769,496

連 結 損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,380,215
売 上 原 価		2,148,274
売 上 総 利 益		2,231,941
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,454,391
営 業 利 益		777,550
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,507	
助 成 金 収 入	5,561	
雑 収 入	1,285	9,354
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
支 払 手 数 料	1,024	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	1,736	2,761
経 常 利 益		784,143
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,525	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	20,114	24,640
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		759,502
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	287,928	
法 人 税 等 調 整 額	△1,637	286,290
当 期 純 利 益		473,212
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		25,135
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		448,076

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,471,199	流 動 負 債	158,032
現 金 及 び 預 金	1,222,508	買 掛 金	14,118
前 払 費 用	27,360	未 払 金	27,243
未 収 入 金	121,305	未 払 費 用	100,150
短 期 貸 付 金	100,000	未 払 法 人 税 等	2,554
そ の 他	25	未 払 消 費 税 等	3,571
固 定 資 産	792,332	前 受 収 益	3,388
有 形 固 定 資 産	19,178	預 り 金	7,005
建 物	13,757	固 定 負 債	12,434
工 具 、 器 具 及 び 備 品	5,420	株 式 給 付 引 当 金	12,265
無 形 固 定 資 産	206,544	そ の 他	168
ソ フ ト ウ ェ ア	175,553	負 債 合 計	170,466
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	30,991	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	566,609	株 主 資 本	2,099,395
投 資 有 価 証 券	390,066	資 本 金	1,001,746
関 係 会 社 株 式	92,670	資 本 剰 余 金	981,156
従 業 員 対 する 長 期 貸 付 金	3,300	資 本 準 備 金	981,156
繰 延 税 金 資 産	54,969	利 益 剰 余 金	154,099
差 入 保 証 金	25,603	そ の 他 利 益 剰 余 金	154,099
		繰 越 利 益 剰 余 金	154,099
		自 己 株 式	△37,607
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△6,330
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△6,330
		純 資 産 合 計	2,093,065
資 産 合 計	2,263,531	負 債 純 資 産 合 計	2,263,531

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		793,987
営業原価		181,737
売上総利益		612,250
販売費及び一般管理費		631,929
営業損失		19,679
営業外収益		
受取利息	2,717	
助成金収入	1,018	
雑収入	985	4,721
営業外費用		
投資事業組合運用損失	1,736	
支払手数料	1,024	2,761
経常損失		17,719
特別損失		
固定資産除却損	4,525	
投資有価証券評価損	20,114	24,640
税引前当期純損失		42,359
法人税、住民税及び事業税	950	
法人税等調整額	△5,727	△4,777
当期純損失		37,582

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社 イノベーション
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 栄 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南山 智 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イノベーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イノベーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社 イノベーション
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 栄 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南山 智 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イノベーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日
株式会社イノベーション 監査等委員会
監査等委員(社外取締役) 長谷川 正 和 ㊟
監査等委員(社外取締役) 倉 田 宏 昌 ㊟
監査等委員(社外取締役) 後 藤 和 寛 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が2022年 9 月 1 日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第16条（条文省略）	第 1 条～第16条（現行通り）
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>	<削除>
第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	
<新設>	<u>（電子提供措置等）</u>
	第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

現行定款	変更案
<p>第18条～第38条（条文省略） （附則） ①～②（条文省略）</p> <p>< 新設 ></p> <p>< 新設 ></p> <p>< 新設 ></p>	<p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第18条～第38条（現行通り） （附則） ①～②（現行通り）</p> <p>③ <u>定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>(2)前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>(3)本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の任期が満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	とみだ なおと 富田 直人 (1965年2月21日生)	1987年4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 2000年12月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2015年4月 株式会社NTI代表取締役（現任） 2019年6月 株式会社コクリポ（現 株式会社Innovation X Solutions）代表取締役 2020年2月 株式会社Innovation IFA Consulting取締役（現任） 2020年10月 株式会社Innovation M&A Partners取締役（現任） 2021年10月 一般社団法人 静岡イノベーションベース 代表理事（現任）	841,600株
2	やまざき ひろふみ 山崎 浩史 (1965年10月10日生)	1990年4月 株式会社クラレ入社 2000年7月 トランス・コスモス株式会社入社 2005年4月 株式会社ザップラス入社 2005年7月 同社取締役 2010年7月 同社監査役 2013年5月 株式会社バロックジャパンリミテッド入社 2015年5月 同社取締役常務執行役員 2017年5月 同社専務取締役 2018年6月 当社取締役（現任） 2019年6月 株式会社コクリポ（現 株式会社Innovation X Solutions）監査役（現任） 2019年9月 株式会社Innovation & Co. 監査役（現任） 2020年2月 株式会社Innovation IFA Consulting監査役（現任） 2020年10月 株式会社Innovation M&A Partners監査役（現任）	9,200株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者富田 直人氏は当社の経営を支配している者であります。
3. 富田 直人氏は、代表取締役として長年にわたり当社の経営を担っており、その経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、取締役会を有効に機能させ、当社の持続的な成長と企業価値向上を推進する適切な人材と判断し、取締役の選任をお願いするものであります。
4. 山崎 浩史氏は、上場会社における管理部門の管理者として長年の経験を有しており、当社においても、今後の企業価値向上の実現のために必要な人材と判断し、取締役の選任をお願いするものであります。
5. 富田 直人氏及び山崎 浩史氏が取締役に選任された場合、当社との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしております。両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は3. 会社役員に関する事項 (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載の通りであります。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役後藤 和寛氏の任期が満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
ごとう かずひろ 後藤 和寛 (1972年6月16日生)	1998年2月 株式会社ディ・ポップス 代表取締役 (現任) 2015年10月 株式会社ディ・ポップスグループ 代表取締役 (現任) 2020年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2020年7月 株式会社ファイブニーズ 社外取締役 (現任)	一株

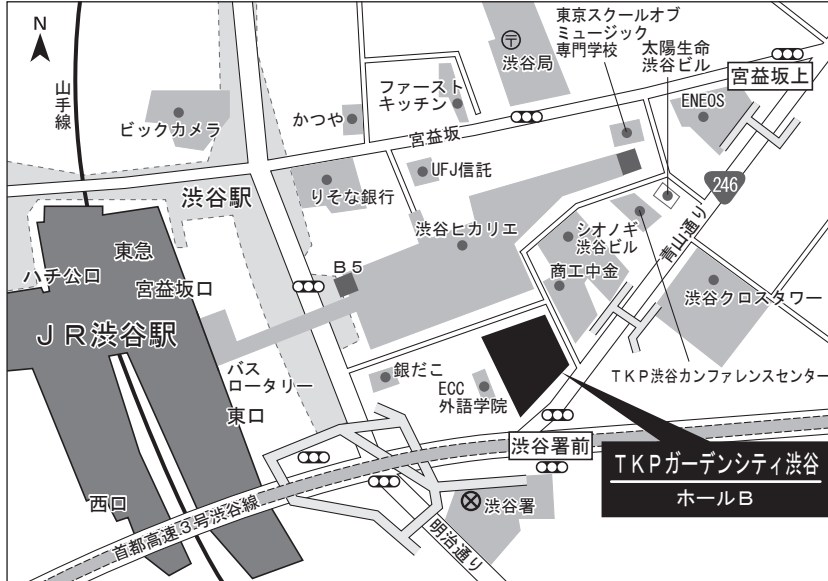
- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 後藤 和寛氏は社外取締役候補者であります。
3. 後藤 和寛氏は、企業経営者としての豊富な経験と通信関連事業領域での幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、監査等委員である社外取締役の選任をお願いするものであります。
4. 後藤 和寛氏は、現在、当社の社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、後藤 和寛氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。後藤 和寛氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、後藤 和寛氏と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしております。後藤 和寛氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は事業報告「3. 会社役員に関する事項 (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載の通りであります。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

1. 日時 2022年6月23日（木曜日）午前11時（受付開始午前10時）
2. 場所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
TKPガーデンシティ渋谷1階 ホールB
電話 03 (6418) 1073



- J R 山手線 渋谷駅 東口 徒歩2分
- J R 埼京線 渋谷駅 東口 徒歩3分
- J R 湘南新宿ライン 渋谷駅 東口 徒歩3分
- 東京メトロ銀座線 渋谷駅 徒歩3分
- 東京メトロ半蔵門線 渋谷駅 B5番出口 徒歩5分
- 東京メトロ副都心線 渋谷駅 B5番出口 徒歩5分
- 東急東横線 渋谷駅 B5番出口 徒歩5分
- 東急田園都市線 渋谷駅 B5番出口 徒歩5分

◎駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

【ご来場の自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、議決権行使書用紙郵送による議決権行使をご推奨申し上げます。